

令和 8 年度亀山市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 7 月

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要な要素のひとつとなります。

このためには、障がい者雇用を支援する仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みが求められています。

このようなことから、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）」が平成25年4月1日から施行され、地方公共団体等は、物品等の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）から物品等を調達するよう努めるとともに、毎年度、その調達方針を作成し、年度終了後、調達の実績を公表することが義務づけられました。

亀山市では、この法第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、障がい者の自立の促進に努めます。

1 調達方針の適用範囲

この調達方針は、市の全組織での物品等の調達に適用します。

2 対象施設等

- ① 障害者就労施設等
- ② 社会的事業所（三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所）

3 対象物品と調達目標

令和 8 年度の対象物品等と調達目標は次のとおりとします。

種 別	調達物品等	調達目標額
物 品	①事務用品（筆記具、封筒等） ②食料品（パン、弁当、飲料、野菜等） ③小物雑貨（装身具、木工品、刺繍品、おもちゃ、各種記念品、花苗等） ④その他物品（机、椅子、プランター、点字ブロック等上記以外の物品）	200,000 円以上
役 務	①印刷（ポスター、チラシ、封筒等の印刷） ②クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等） ③清掃・施設管理（清掃、除草作業、駐車場管理等） ④情報処理・テープ起こし（データ入力、テープ起こし等） ⑤飲食店等の運営（売店、喫茶店等） ⑥その他のサービス・役務（発送、袋詰、洗浄、印刷物折り、文書のシュレッダー等）	7,500,000 円以上

4 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を共有し、発注可能な物品等を各部署において十分検討し、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り障害者就労施設等からの調達を実施します。
- (2) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとします。
- (3) 物品等の調達にあたっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、仕様に関する事項について丁寧に説明するなどの配慮を行います。
- (4) 障害者就労施設等への物品等の調達にあたっては、事務用品に限らずイベ

ント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、弁当の活用など発注可能な物品等を各部署において十分に検討します。

- (5) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて指定されたシルバー人材センターや市内中小企業などに十分配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進めます。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成した時は、市ホームページ等により、速やかに公表します。
- (2) 調達実績については、年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表します

6 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉部地域福祉課障がい者支援グループとします。

ただし、公契約に関する窓口は総務財政部財務課契約管財グループとします。